

豊田都市計画地区計画の決定（豊田市決定）

都市計画井上2丁目地区計画を次のように決定する。

名 称		井上2丁目地区計画				
位 置		豊田市井上町2丁目地内				
面 積		約1.4ha（地区整備計画区域 約1.1ha）				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は本市中心部から北東方向約6kmに位置し、地区西側に都市計画道路猿投学校通り線が計画されている。</p> <p>本計画は、周辺の住環境と調和し、ゆとりある良好な居住環境を保全し、秩序ある市街地の形成を誘導するものである。</p>				
	土地利用の方針	<p>良好な住宅地の形成を期するため、建築物等の規制誘導を積極的に推進し、周辺の自然環境に配慮するとともに、郊外住宅地にふさわしい良好な居住環境の形成を図る。</p>				
	地区施設の整備の方針	<p>防災上の安全性の確保を図り、生活利便性を向上させるため、主要区画道路、公園、緑地、調整池の整備を行い、無秩序な宅地開発による不良な街区が形成されるのを未然に防止する。</p>				
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針に基づき、地区にふさわしい良好な街区の環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p>				
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	<p>周辺の交通環境を踏まえ、安全で円滑な交通を確保するため適切な道路整備を行う。</p>				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	配置
		道路	道路1号	6m	約260m	計画図表示のとおり
			道路2号	6.5m	約120m	
		公園	名称	面積		配置
			公園1号	約250㎡		計画図表示のとおり
		緑地	名称	面積		計画図表示のとおり
			緑地1号	約70㎡		
			緑地2号	約20㎡		
			緑地3号	約70㎡		
		公共空地	名称	面積		配置
調整池1号	約620㎡		計画図表示のとおり			
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の3で定めるもの</p> <p>3 前2号の建築物に附属するもの（政令第130条の5で定めるものを除く。）</p>			
		建築物の容積率の最高限度	10/10			
		建築物の建ぺい率の最高限度	6/10			

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
		壁面の位置の制限	<p>都市計画道路猿投学校通り線から建築物の外壁またはこれに代わる柱の面までの距離（以下「後退距離」という。）は2m以上、その他の敷地境界線からの後退距離は1m以上でなければならない。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <p>1 物置、車庫等の附属建築物で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの</p> <p>2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</p>
		建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さは10m以下かつ建築基準法（昭和25年法律第201号。）第56条及び第56条の2において第一種低層住居専用地域で容積率の限度が10/10に適用される規定に適合するものとする。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。</p> <p>1 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路、公園に接する敷地境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。</p> <p>ただし、門扉にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5㎡以下のものはこの限りでない。</p>	
	土地の利用に関する事項	<p>地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の木竹は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。</p> <p>1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>2 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</p> <p>3 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</p> <p>4 仮植した木竹の伐採</p> <p>5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採</p> <p>6 その他市長が認める行為</p>	

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理 由

宅地開発による良好な居住環境の形成及び秩序ある住宅地を誘導するため、地区計画を定めるものである。